

議案第 86 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和2年5月26日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例(平成17年松阪市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月の期末手当の特例)

15 令和2年6月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合については、第4条第1号の規定にかかわらず、同号の規定による割合に、市長にあつては100分の50を、副市長及び教育長にあつては100分の70を乗じて得た割合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。